

7 利用料金

(1) 利用料

【指定計画相談支援】

事業者が法律の規定に基づいてサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の意向により給付費を自ら市へ請求する場合など事業者がサービス利用料金に相当する額を受領できない（法定代理受領できない）場合は、下記の料金をお支払いいただくことになります。

(サービス等利用計画作成等)

・機能強化型サービス利用支援料（Ⅰ）	20,140 円／月
・機能強化型サービス利用支援料（Ⅱ）	19,140 円／月
・機能強化型サービス利用支援料（Ⅲ）	18,220 円／月
・機能強化型サービス利用支援料（Ⅳ）	16,720 円／月
・サービス利用支援料（Ⅰ）	15,720 円／月
・サービス利用支援料（Ⅱ）※	7,320 円／月

(モニタリング)

・機能強化型継続サービス利用支援料（Ⅰ）	17,610 円／月
・機能強化型継続サービス利用支援料（Ⅱ）	16,610 円／月
・機能強化型継続サービス利用支援料（Ⅲ）	15,580 円／月
・機能強化型継続サービス利用支援料（Ⅳ）	14,080 円／月
・継続サービス利用支援料（Ⅰ）	13,080 円／月
・継続サービス利用支援料（Ⅱ）※	6,060 円／月

※1 月間において相談支援専門員 1 人当たり 40 件以上の場合

【指定障害児相談支援】

(障害児支援利用計画作成等)

・機能強化型障害児支援利用援助料（Ⅰ）	22,010 円／月
・機能強化型障害児支援利用援助料（Ⅱ）	21,010 円／月
・機能強化型障害児支援利用援助料（Ⅲ）	20,160 円／月
・機能強化型障害児支援利用援助料（Ⅳ）	18,660 円／月
・障害児支援利用援助料（Ⅰ）	17,660 円／月
・障害児支援利用援助料（Ⅱ）※	8,150 円／月

(モニタリング)

・機能強化型継続障害児支援利用援助料（Ⅰ）	18,960 円／月
・機能強化型継続障害児支援利用援助料（Ⅱ）	17,960 円／月
・機能強化型継続障害児支援利用援助料（Ⅲ）	16,990 円／月
・機能強化型継続障害児支援利用援助料（Ⅳ）	15,480 円／月

- ・継続障害児支援利用援助料（Ⅰ） 14,480 円／月
- ・継続障害児支援利用援助料（Ⅱ）※ 6,620 円／月

※1 月間において相談支援専門員 1 人当たり 40 件以上の場合

事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、児童福祉法に基づく障害児相談支援給付費が算定されるため、指定計画相談支援の利用料は算定しません。

（２）加算

内容	金額	説明
利用者負担上限額管理加算	1,500 円／回	利用者負担額合計額の管理を行った場合
初回加算	3,000 円／月	新規にサービス等利用計画を作成した場合
	5,000 円／月	新規に障害児支援利用計画を作成した場合
		上記に加えて、 ・指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が 3 カ月を超える場合であって ・4 か月以降につき 2 回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	3,000 円／月	主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所従業者及びその他の事業所の従業員に対して指導、助言を行っている場合
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	1,000 円／月	主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し研修を実施した場合
集中支援加算	3,000 円／月	訪問、会議開催、会議参加の要件を満たすことで算定可能
	3,000 円／月	通院同行の要件を満たすことで算定可能
	1,500 円／月	情報提供の要件を満たすことで算定可能
入院時情報連携加算（Ⅰ）	3,000 円／月	利用者の入院時に医療機関を訪問して情報提供をした場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,500 円／月	利用者の入院時に医療機関を訪問以外の方法で情報提供をした場合
退院・退所加算	3,000 円／回	利用者の退院・退所時に医療機関等から情報収集を行い計画作成した場合（3 回を限度）
居宅介護支援事業所等連携加算	1,500 円／月	介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要するものに対し、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文章により実施した場合
	3,000 円／月	介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要するものに対し、当該月に

		2 回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合、または、他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合
保育・教育等移行支援加算	1,500 円／月	医療機関・保育機関・教育機関等から情報提供を受け計画作成を行った場合
	3,000 円／月	医療機関・保育機関・教育機関等から情報提供以外の方法で計画作成を行った場合
医療・保育・教育機関等連携加算	2,000 円／月	計画作成時の面談を実施の要件を満たすことで算定可能
	3,000 円／月	モニタリング月の面談の実施の要件を満たすことで算定可能
	3,000 円／月	通院同行の要件を満たすことで算定可能
	1,500 円／月	情報提供の要件を満たすことで算定可能
ピアサポート体制加算	1,000 円／月	障害者ピアサポート研修を修了した者を配置し、研修等の一定要件を設けている場合
サービス担当者会議実施加算	1,000 円／月	モニタリング実施月にサービス担当者会議開催し、計画変更等の検討をした場合
サービス提供時モニタリング加算	1,000 円／月	サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合
行動障害支援体制加算	600 円／月	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了者を配置し、その旨公表しており、かつ強度行動障害児に対して計画作成を行っている場合
	300 円／月	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等の修了者を配置し、その旨公表している場合
要医療児者支援体制加算	600 円／月	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了者を配置し、その旨公表しており、かつ医療的ケア児者に対して計画作成を行っている場合
	300 円／月	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合
精神障害者支援体制加算	600 円／月	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了者を配置し、その旨公表しており、かつ精神障害者に対して計画作成を行っている場合
	300 円／月	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了者を配置し、その旨公表する場合
高次脳機能障害支援体制加算	600 円／月	高次脳機能障害支援者養成研修の修了者を配置し、その旨公表しており、かつ高次脳機能障害者に対して計画作成を行った場合
	300 円／月	高次脳機能障害支援者養成研修の修了者を配置し、その旨公表する場合
地域生活支援拠点等相談強化加算	7,000 円／回	地域生活支援拠点の機能を担う事業所として市が認めた上で、コーディネーターを配置し、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合（月 4 回を限度）

地域体制強化共同支援加算	20,000 円／回	地域生活支援拠点の機能を担う事業所として市が認めた上で、月に 1 回支援困難事例についての課題検討をし、地域課題に共同で取り組みが行われている場合 (月 1 回を限度)
特別地域加算	所定額＋15%	中山間地域等に居住している利用者に対してサービスの提供が行われた場合